

## ◆繊維産業の適正取引の推進と生産性・付加価値向上に向けた自主行動計画の改訂（第3版）について

去る4月26日、平成29年3月に日本繊維産業連盟と繊維産業流通構造改革推進協議会が取りまとめた「繊維産業の適正取引の推進と生産性・付加価値向上に向けた自主行動計画」につきまして、中小企業庁による「自主行動計画」の取組状況のフォローアップ調査や、政府として下請中小企業の取引実態を把握するための取引調査員(通称「下請Gメン」)による下請中小企業ヒアリングを通じて把握した取引上の課題等を基に、サプライチェーン全体での更なる「取引適正化」、下請等中小企業の取引条件改善に向けて、下請中小企業振興法第3条第1項に基づく「振興基準」の望ましくない取引慣行の是正や、「働き方改革」、「事業継承」や「天災等」への対応などを踏まえた所要の改正が行なわれたため、これらを反映させるため改訂が行われました。

内容の詳細につきましては、以下をご覧ください。

- ・ [繊維産業の適正取引の推進と生産性・付加価値向上に向けた自主行動計画（第3版）](http://www.jtf-net.com/news/PDF/190426Jisyukodo-3rd%20edition.pdf)（日本繊維産業連盟HP）

<http://www.jtf-net.com/news/PDF/190426Jisyukodo-3rd%20edition.pdf>

## ◆「第7回繊維産業技能実習事業協議会」が開催されました。

平成31年4月25日、経済産業省本館にて、第7回繊維産業技能実習事業協議会が開催さ

れました。

当連合会におきましても本協議会の構成員団体として、引き続き外国人技能実習の適正な実施等のため取組を実行してまいりますので、本取組が確実に実行できますよう組合員の皆様方におかれましてもご協力をお願いいたします。

内容の詳細につきましては、以下をご覧ください。

- ・繊維産業技能実習事業協議会（経済産業省HP）

[http://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/mono/fiber/ginoujissshukyougikai/index.html](http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/fiber/ginoujissshukyougikai/index.html)

- ・繊維産業における外国人技能実習の適正な実施等のための取組（本文）

[http://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/mono/fiber/ginoujissshukyougikai/180619/3-1\\_honbun.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/fiber/ginoujissshukyougikai/180619/3-1_honbun.pdf)

- ・繊維産業における外国人技能実習の適正な実施等のための取組（概要）

[http://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/mono/fiber/ginoujissshukyougikai/180619/3-2\\_gaiyou.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/fiber/ginoujissshukyougikai/180619/3-2_gaiyou.pdf)

## ◆日本撚糸青年協議会平成31年度代議員会が開催されました

令和元年7月26日（金）、安保ホール（愛知県名古屋市）において、日本撚糸青年協議会平成31年度代議員会が開催され、第55回全国大会を来る令和2年3月7日（土）に、エクスピア琵琶湖（滋賀県米原市）において開催することが決定されました。

## ◆トラック運送事業者のコンプライアンスの確保に向けたご理解とご協力へのお願い ～改正貨物自動車運送事業法の荷主関連部分関係～

本件につきまして、国土交通省並びに厚生労働省より、改正概要につきましての周知等の協力依頼があました。

改正等の概要につきましては以下のとおりです。

## 改正貨物自動車運送事業法〈荷主関連部分〉

### 荷主の理解・協力を得て、トラックドライバーの働き方改革・法令遵守を進められるようにするための改正が行われました

トラック運送事業ではドライバー不足が深刻化しており、我が国の国民生活や産業活動を支える物流機能が滞ることのないようにするためには、ドライバーの長時間労働の是正等の働き方改革を進め、コンプライアンスが確保できるようにする必要があります。

そのためには、荷主や配送先の都合による長時間の荷待ち時間や、ドライバーが労働時間のルールを遵守できないような運送の依頼等が発生させないことが重要であり、荷主の理解と協力が必要不可欠です。

※「荷主」には着荷主や元請事業者も含まれます。

### 改正事項

令和元年7月1日から施行

#### ① 荷主の配慮義務が新設されました

- 荷主は、トラック運送事業者が法令を遵守して事業を遂行できるよう、必要な配慮をしなければならないこととする責務規定が新設されました。

#### ② 荷主への勧告制度が拡充されました

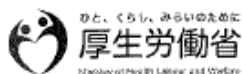
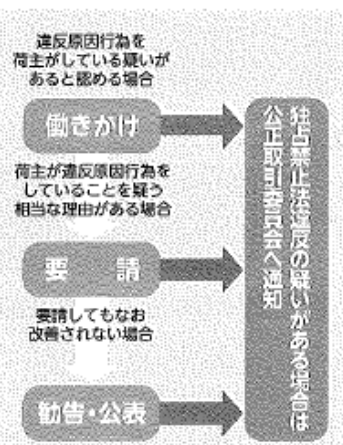
- 荷主勧告制度の対象に、貨物軽自動車運送事業者が追加されました。
- 荷主に対して勧告を行った場合には、その旨を公表することが法律に明記されました。

#### ③ 違反原因行為をしている疑いがある荷主に対して、国土交通大臣が働きかけ等を行います (令和5年度末までの時限措置)

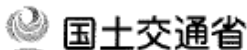
- 国土交通大臣は、「違反原因行為」※(トラック運送事業者の法令違反の原因となるおそれのある行為)をしている疑いのある荷主に対して、関係省庁と連携して、トラック運送事業者のコンプライアンス確保には荷主の配慮が重要であることについて理解を求める「働きかけ」を行います。
- 荷主が違反原因行為をしていることを疑うに足りる相当な理由がある場合等には、「要請」や「勧告・公表」を行います。
- トラック運送事業者に対する荷主の行為が独占禁止法違反の疑いがある場合には、「公正取引委員会に通知」します。

#### ※違反原因行為の例

|   |  |  |
|---|--|--|
|  <p>荷待ち時間の恒常的な発生</p> <p>荷主の都合による長時間の荷待ち時間が恒常的に発生<br/>⇒過労運転防止義務違反を招くおそれ</p> |  <p>非合理的到着時刻の設定</p> <p>適切な運行では間に合わない到着時刻の設定<br/>⇒最高速度違反を招くおそれ</p> |  <p>積込み直前に貨物量を増やすよう指示</p> <p>積込み直前に貨物量を増やすよう指示<br/>⇒過積載運行を招くおそれ</p> |
|---|--|--|



農林水産省



都道府県トラック協会

## ◆その他中小企業関連ホームページ等について

### I 税制に関する窓口及び相談機関

#### ① 国税に関する窓口及び相談機関

国税庁及び全国12の国税局(事務所)に税務相談所が設置されており、国税に関する質問又は相談にも応じてします。質問等には決まった手続や形式はなく、口頭でも電話でも差し支えありません。

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/>

⇒各種手続き概要・届出書等の様式などが掲載されています。

#### ② 地方税に関する窓口及び相談機関

都道府県や市町村には、その規模の大小に応じて、それぞれ税務部(課)を設け、税の相談に応じています。各自治体にお問い合わせください。

#### ③ 中小企業・小規模企業向けの「消費税転嫁対策」に関するホームページ

⇒<http://www.zei-tenka.jp>

### II 各種中小企業支援について

#### ① 中小企業庁ホームページ <http://www.chusho.meti.go.jp/>

中小企業関連税制のほか、中小企業支援策について掲載されています。

#### ② ミラサポホームページ <http://www.mirasapo.jp/>

ミラサポは、中小企業庁委託事業として中小・小規模事業者の未来をサポートするサイトです。

#### ③ 経済産業省ホームページ <http://www.meti.go.jp/>

経済産業省の施策全般について掲載されています。